

## 遺産分割協議書や遺言書

遺産分割協議書がある

遺言書がある

上記の場合の必要書類は、

- 1 遺産分割協議書や遺言書の原本
  - 2 除籍謄本、改正前原戸籍謄本、戸籍謄本、印鑑証明書などの添付書類一式
  - 3 手続する方の本人確認書類及び通帳・証書とご実印
- 以上が基本となります。

添付書類一式が無い場合でも「法定相続情報一覧図(住所記載あり)」があれば、除籍、改正前原戸籍、戸籍謄本を省略できます(住民票や戸籍の附票が必要な場合も不要)。

その他、遺言書が公正証書ではない場合、家庭裁判所の検認が必要など、追加書類が必要な場合もございます。

詳しくは営業店にて説明させていただきます。